

## パブリックコメントの結果と対応について

### 1 意見募集の周知方法

- (1) 記者発表及び環境省ホームページへの掲載
- (2) 資料の入手方法  
窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧及び郵送
- (3) 意見提出期間  
平成 21 年 8 月 17 日（月）～平成 21 年 9 月 16 日（水） 30 日間
- (4) 意見提出方法  
電子メール、FAX 及び郵送
- (5) 意見提出先  
北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課

### 2 意見募集の結果

#### (1) 意見提出者数

意見提出方法	数
電子メール	4 通
FAX	2 通
郵送	4 通
計	10通

#### (2) 整理した意見の総数

- ・今回の管理計画案に係るもの 26 件

### 3 意見等の概要と意見に対する考え方について

- ・別紙 のとおり

## 支笏洞爺国立公園管理計画案に対する意見等の概要と意見に対する考え方について

	該当箇所	意見の概要	考え方	件数
1	(事業)ウ単独施設・羊蹄山避難小屋【P33】	<p>羊蹄山避難小屋の管理は羊蹄山管理保全連絡協議会ではなく北海道であるので、「施設管理は北海道が行い、自然保護監視活動及び利用者指導等は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っている～」と修正願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「施設管理は北海道が行い、自然保護監視活動、利用者指導等は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が行っている～」と修文します。</p>	6
		<p>北海道が所有・管理する既存の避難小屋は老朽化が著しいため、環境省が直轄で建替えを行う旨を明記すべき。よって、「老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関等と検討を図っていく。」ではなく、「老朽化が激しいため施設整備を図る。また、整備に当たっては、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関等と検討を図っていく。」と修正願いたい。</p>	<p>関係行政機関の参画により、既に羊蹄山避難小屋の再整備等に係る検討がされているところであり、ご意見を踏まえ、「老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関と再整備等の検討を図っていく。」と修文します。 なお再整備の主体については、今後の検討によります。</p>	6
		<p>「応急措置を施し、登山者の安全を第一に考え建替えを行う」と修正願いたい。 避難小屋は、遭難事故防止のためにも重要な施設であることから、登山者の安全・安心を担保するためにも、既存小屋の応急措置を施すとともに、早急な建替えが必要ではないか。</p>	同上。	1
2	(事業)ウ単独施設・羊蹄山避難小屋【P33】	この計画書の計画期間を明確に示すべきである。	<p>公園事業等の取扱いに関する事項として、単独施設等の取扱い方針を記載しています。 管理計画の変更は、その基となる国立公園計画の見直しの機会に実施することを基本としています。</p>	5

3	<p>(許可)支笏湖・定山溪(2)道路(5)河川、治山及び砂防施設【P21、22】(事業)ウ単独施設・道路(車道)【P25】</p> <p>(許可)羊蹄山(2)道路(5)治山及び砂防施設【P30、31】(事業)ウ単独施設・道路(車道)【P32】</p> <p>(許可)洞爺湖(2)道路(5)河川、治山及び砂防施設【P34、35】(事業)ウ単独施設・道路(車道)【P39】</p> <p>(許可)登別(2)道路(5)河川、治山及び砂防施設【P43、44】(事業)ウ単独施設・道路(車道)【P46】</p>	<p>道路、河川・治山・砂防施設の修景緑化について、「対象地域周辺に自生する植物」や「道内産自生種の植物」を使用する技術やシステムは、現時点で十分ではない。</p>	<p>&lt; 共通 &gt;</p> <p>ご意見を踏まえ、支笏湖・定山溪管理計画区の道路、河川・治山・砂防施設の修景緑化について「周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物(以下「地域産植物」という。)による緑化(植物の自然侵入を促す植生工を含む。)に努め、これが困難な場合には道内に自生する植物(以下「道内産植物」という。)による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内に自生する植物(以下「国内産植物」という。)等による緑化を行う。」と修文し、同様に羊蹄山、洞爺湖、登別の管理計画区についての道路、河川・治山・砂防施設の修景緑化についても同様に修文します。また、各管理計画区の道路(車道)の修景緑化につきましても、行為許可の道路と同一の表現に修文します。</p>	1
		<p>河川、治山及び砂防施設の「地域または道内産植物による緑化が困難な場合」という表現は災害復旧などで急速緑化が絶対条件の場合以外には、種子の入手が困難であることしか考えられず永遠に地域産の種子による緑化が進まない。また、「将来的に地域又は道内産植物に置換されるような緑化を行う」について、そのような緑化技術は未確立である。</p>		1
		<p>公園事業の道路(車道)について、「数年後に当該種が地域または道内産植物に置き換わり、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合」の知見は少なく、使って良い外来種が思いあたらない。</p>		1
		<p>緑化における地域又は道内産植物の緑化は技術的には可能な水準に達している。しかし、種子の安定供給については、供給体制及び品質保証体制に課題があるので配慮下さい。</p>		1
		<p>緑化について、許可届出取扱方針の道路と、河川・治山及び砂防施設と、公園事業取扱方針の道路(車道)の記述が異なっている理由が解らない。遺伝子攪乱という話が書かれていますが施工の際に立証することが困難かと考えます。統一的で平易な記述に修正願いたい。</p>		1

4	(許可) 4 広告物 (1)営業用広告物 【P36】	「原則として自然材料(木材又は石材)を用い、自然と調和したデザインとする。」となっているが、ベースになる台座は主にアクリルやトタンが主であり、設置場所により木材や石材を使った広告物は不可能に近い。そのため、ベース色を自然に調和した茶色や灰色にし、「可能な限り自然素材を用いた広告物が望ましい」、に変更したらどうか。	「原則として自然材料」として いるため、設置場所の状況等により対応が可能であり、原文のままとします。	1
5	(事業)イ集團施設地区・洞爺湖宿舎【P37】	高層宿泊施設が景観を圧迫している現状をこれ以上広げないため、新築又は改築において、低層宿泊施設にすることを進めてほしい。	この基準は、該当地区での建築物の高さの上限を定めているものです。利用上必要な規模を確保しつつ、風致に配慮した整備がなされるよう指導します。	1
6	(事業)イ集團施設地区・舟遊場【P38】	近年プレジャーボートが洞爺湖に集中、騒音問題や暴走行為により自然環境悪化が心配。自然環境保全を見据えた適正利用を記すべき。	「4 適正な公園利用の推進に関する事項」【P18】において記載しています。	1